○社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 新旧対照表 (平成十八年四月一日施行)

(附則第六十一条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現
(定義)	(定義)
第二条(略)	第二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。	3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
一 (略)	一 (略)
二 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自	二 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デ
立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て	イサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援
短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児	事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事
童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業	業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設
及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを
	経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応
	ずる事業
三・四(略)	三・四(略)
第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされ)に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第八条	

# た事業を含む。)

を経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンター六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事

復帰施設を経営する事業十五年法律第百二十三号)に規定する精神障害者社会七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二

八~十三 (略)

五. 事業、 ンター、 更生相談に応ずる事業 障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障 訓練等事業、 は聴導犬訓練事業、 入所事業、 身体障害者福 身体障害者デイサービス事業 補装具製作施設、 身体障害者相談支援事業、 手話通訳事業又は介助犬訓練事業若 祉 法に規定する身体障 同法に規定する身体障害者福 盲導犬訓練施設又は視 身体障害者生活 害者 身体障害者短期 居宅 害 介 者 聴覚 祉 護 等  $\mathcal{O}$ 

六 事業、 談に応ずる事業 ビスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相 者相談支援事業、 入所事業 知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介 知的 知的 障害者デイサー 障害者地域生活援助事業又は知的 同法に規定する知的障害者デイサー ビス事業 知的 [障害者] 短期 護等 障 害

八~十三(略)

4

(略)

4

(略)

○社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 新旧対照表 (平成十八年十月一日施行)

(附則第六十二条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。	2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。
一一一(略)	一~三 (略)
三の二 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号	
)に規定する障害者支援施設を経営する事業	
四 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によ	四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三
りなお従前の例により運営をすることができることと	号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護
された同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営	施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設
する事業	を経営する事業
五 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によ	五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)
りなお従前の例により運営をすることができることと	に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設
された同項に規定する知的障害者援護施設を経営する	、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営
事業	する事業
六・七 (略)	六・七 (略)
3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。	3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

## (略)

庭支援センター 規定する助産施設、 後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、 つい 児童 て相談に応ずる事業 福 祉 法 に を経営する事 規定する児童自 保育所、 業及び 児童厚生施設又は 立 生活 児 童 援  $\mathcal{O}$ 助 福 業 祉 児童家 同  $\mathcal{O}$ 増 法に 放 進 課

# 三・四 (略)

兀 つ 二 する地 域 相 障害者自立支援法に規 活動 談支援事業又は移動支援事 支援センター又は福祉ホ 定する障 業及び同法に規定 害 福 ムを経営する 祉 サー ピ ス

六 五. 経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事 法に規定する身 規 業又は介助犬訓 身体障害者福 に規定する身体障害者生活訓 定する知的 的 盲導犬訓 障害者福 練 障害 祉 施設又は視聴覚障 体障害者福 祉 練 法 法 者の 事業若しくは 昭 昭 更生相 和二 和 祉セ 十四四 7 談に応ずる事業 五. ン 年法 タ 年法 害者情報提供施設 聴導犬訓練 練等事業、 ĺ 律第一 律 補装具製作施 第 手話 事 百八十三 業 通 同 業 訳

## (略)

立生活援助 及び児童の福祉 童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事 短期支援事業、 児童福: 祉 事業、 法に規 同法に規定する助産 の増進について相談に応ずる事業 放課後児童健全育成事業又は子育て 定する障 害児 相 談支援 施設、 事 保育所、 業、 児 童 児 自

# 三・四 (略)

四の二 第 た事業を含む。 に規定する障害福祉 項の規定により 障害者自立支援 障害福祉 サ 法 Ì 伞 ビス事業 サー 成 Ł ピ ス事業とみなされ 年 (同法附則 法 律 第 八 条 号

五. 業、 訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事 助犬訓練事業若しくは 業及び身体障害者の る身体障害者福 身体障害者福祉法に規定する身 身体障害者生活訓 祉センタ 更生 聴導犬訓練事業、 練等事業、 ĺ 相談に応ずる事 補装具製作施設、 7体障害者 手話通訳事業又は 同 業 法に 相 談. 盲導犬 支援 規 定 事

六

4 (略)	八〜十三 (略)	業	同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事	従前の例により運営をすることができることとされた	七 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお	
4 (略)	八~十三 (略)		復帰施設を経営する事業	十五年法律第百二十三号)に規定する精神障害者社会	七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二	業

○社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)新旧対照表(平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行)

(附則第六十三条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現
	\ \frac{1}{1} \left( \frac{1}{1} \right) \left( \frac{1}{1} \right) \right( \frac{1}{1} \right) \right) \right( \frac{1}{1} \right) \right( \frac{1}{1} \right) \right) \right( \frac{1}{1} \right) \right( \frac{1}{1} \right) \right) \right\left( \frac{1}{1} \right) \right\left\left( \frac{1}{1} \right) \right\left\left( \frac{1}{1} \right) \right\left\left\left( \frac{1}{1} \right) \right\left\left\left\left\left\left\left\lef
	( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
第二条(略)	第二条 (略)
2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。	2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。
	三の二(略)
	四 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によ
	りなお従前の例により運営をすることができることと
	された同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営
	する事業
五削除	五 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によ
	りなお従前の例により運営をすることができることと
	された同項に規定する知的障害者援護施設を経営する
	事業
3 (略)	3 (略)

4 (略)	八〜十三 (略)				七 削除
4 (略)	八~十三 (略)	業	同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事	従前の例により運営をすることができることとされた	七 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお

○社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)新旧対照表(平成十八年四月一日施行)

(定義)  (定義)
--





○社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

号)に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者	によりなお従前の例により運営をすることができるこ
された知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七	された障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定
五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がな	五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がな
身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設	
身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、	ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する	によりなお従前の例により運営をすることができるこ
二条第一項の規定による届出がなされた身体障害者福	された障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定
四 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第六十	四 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がな
	害者支援施設
	立支援法(平成十七年法律第号)に規定する障
	六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自
	三の二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第
一~三 (略)	一~三 (略)
げる施設をいう。	げる施設をいう。
第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲
(定義)	(定義)
現	改 正 案
(傍線部分は改正部分)	(附則第六十五条関係)

ととされた同 項 に規定する知的 障 害者援 返<br />
護<br />
施<br />
設

六 略

2 げる事業をいう。 この法律におい 7 「特定社会福祉事業」とは、 次に掲

(略)

出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、 障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届

重度訪問介護、 生活介護 自 立訓練、 行動援護、 就労移行支援 療養介護、 就労継続支援又 生活介護 共同

共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

更

生施設

的

障

害者授産施

設及び

知的 障

宇者通

勤寮

六 略)

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、 次に掲

げる事業をいう。

(略)

障害者自立支援法 (平成十七年法律第 号)

サー 七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福 ビス事業 (同法附則第八条第二項の規定によ ŋ 障

害福祉サー ビス事業とみなされた事業を含む。

行う事業

ち居宅介護

行動援護

外出介護又は共同生活援助を

のう

略)

3 \ 13 略

3

13

(略)

三

(略)

# 〇社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)新旧対照表

(平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行)

2~13 (略)		2~13 (略)
六 (略)		六 (略)
ととされた同項に規定する知的障害者援護施設		
によりなお従前の例により運営をすることができるこ		
された障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定		
五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がな		五削除
ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設		
によりなお従前の例により運営をすることができるこ		
された障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定		
四 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がな		
三の二 (略)		四 (略)
一~三 (略)		一~三 (略)
げる施設をいう。		げる施設をいう。
第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲	社会福祉施設」とは、次に掲	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、
(定義)		(定義)
現	案	改正
(傍線部分は改正部分)		(附則第六十六条関係)

○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)新旧対照表

(附則第六十九条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(業務の範囲)	(業務の範囲)
第十一条のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、	第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、
次の業務を行う。	次の業務を行う。
一•二 (略)	一・二(略)
三 障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法	三 知的障害者援護施設(知的障害者福祉法(昭和三十
律第号)第五条第十二項に規定する障害者支援	五年法律第三十七号)第五条第一項に規定する知的障
施設をいう。次号において同じ。)において知的障害	害者援護施設をいう。次号において同じ。)において
者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこ	知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修
ىك	を行うこと。
四 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに	四の知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求
応じて援助及び助言を行うこと。	めに応じて援助及び助言を行うこと。
五(略)	五 (略)

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)

新旧対照表

(平成十八年四月一日施行)

2 (略)	2 (略)
	\`\`\
	により、退院後の生活環境の調整を行わなければならな
退院後の生活環境の調整を行わなければならない。	く援助を受けることができるようあっせんする等の方法
受けることができるようあっせんする等の方法により、	の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づ
害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を	支援法(平成十七年法律第号)第二十九条その他
祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障	祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立
を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福	を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福
の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区	の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区
けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条	けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条
を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受	を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受
決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定	- 決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定
は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該	は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該
第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又	第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又
(生活環境の調整)	(生活環境の調整)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	(附則第七十一条関係)

#### 処 遇 0 実 施 計 画

### 第 百四 条

2 その 実施 定通 町 る援助につい に による第九十 十七条又は第四 基 村による精 前 項の 他 する精神保健 院 づく援助その の精神障 医 療機 実施 . て、 神 関 計 害者の保健又は福祉 保健 条の規定に基づく援  $\mathcal{O}$ 画 他当  $\overline{+}$ !観察並びに指定通院医療機関 管 に その内容及び方法を記載するものとす 九条 及び は、 理者による医療、 該決定を受けた者に対してなされ 精 政令で定めるところにより、 障害者自立支援法第一 神障害者 福 莇 に関する法令の規定 社会復帰 祉 に 都道府県及び市 関する法 の管理者 調 二十九条 整 律第 官が 指 2

# 略

る。

3

略

#### 関 係機 関 相 互. 間 $\mathcal{O}$ 連 携 $\mathcal{O}$ 確 保

第百 福 立支援法第二十九条その他の精神障害者の 十 八 祉 条の に関 条 規定に基づく援助及び精 保護観察所 す る法 律第四 0 干 長 ・七条又は第四 は 医 療、 神 保健 精神 十九 及 保 保健又は福 条 Ű 精 観察、 障害者自 神障 第九 害者 祉

#### 処 遇 $\mathcal{O}$ 実 施 画

## 第百四 略

法を記載するものとする。 けた者に対してなされる援助に 四十七条、 町 実施する精神保健観察並 定通院医 祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受 による第九十一条の規定に基づく援助 前 村による精神保 項 0 療機 実施計画 第四十九条その 関 の管理者による医療、 には、 健 及び 精神障害者福祉 びに指定通院医療機関 政令で定めるところにより、 他  $\mathcal{O}$ 0 精神障害者 いて、 社会復帰 その内容及び方 都 に関  $\mathcal{O}$ 道 保健 する法 府県 0 調 管 又は福 及び 整 理 律 官 第 市 者 指 が

3 略

(関係機 関 相 互. 間  $\mathcal{O}$ 連 携 0 確 保

第百八条 + 障 福 害者 祉 条の に 関 0 規定に基づく援助及び精神保 保護 保健又は福祉に関する法令の規定に基づく する法律第四十七 観察 所  $\hat{\mathcal{O}}$ 長 は、 医 第四 療、 十九条その 精 候及び 神 保 健 精神 観 他 察 障 援 害者 精 第 助 九

2 より に関 関 の実施状況を常に把握し、 交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、 に都道府県知事及び市 されるよう、 相 略 定めら 互間 でする法令の規定に基づく援助 の緊密な連携の れた実施計 あらかじめ指定通院医療機関 町村長との間において必要な情 画に基づい 確保に努め 当該実施 が、 7 なけ 計画に関する関係機 適 第百 正 ればならない。 カュ の管理者並 厄 0 円滑に実施 |条の 規定に 処遇 報 び

> 施計画 が、 備するとともに、 間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整 医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市 7 適 第百四 正 に関する関係機関相互間 か つ円滑に実 条の規定により定められた実施計 処 ?遇の実施状況を常に把握 施されるよう、 0 緊密な連携の確保に あ いらかじめば 町村長との 画に基づ 指 当 定 該実 通 院

2 略

8

なければならない。

○船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) 新旧対照表 (平成十八年十月一日施行)

② (略)	② (略)
二 病院又ハ診療所へノ入院ノ期間	三病院又ハ診療所へノ入院ノ期間
	期間
	ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ
	二 障害者支援施設(生活介護ヲ行フモノニ限ル)ニ準
	受ケタル場合ニ限ル)
所ノ期間	二規定スル生活介護(次号ニ於テ生活介護ト称ス)ヲ
ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入	障害者支援施設ト称ス)へノ入所ノ期間(同条第六項
号)第三十条ニ規定スル身体障害者療護施設其ノ他之	五条第十二項ニ規定スル障害者支援施設(次号ニ於テ
一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三	一 障害者自立支援法 (平成十七年法律第 号) 第
)其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス	)其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス
ルトキハ当該介護ヲ受クル期間(左ニ掲グル期間ヲ除ク	ルトキハ当該介護ヲ受クル期間(左ニ掲グル期間ヲ除ク
随時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随時介護ヲ受ク	随時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随時介護ヲ受ク
テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ	テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ
ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシ	ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシ
第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其	第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	(附則第七十二条関係)

○労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) 新旧対照表 (平成十八年十月一日施行)

(附則第七十三条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
第十二条の八(略)	第十二条の八 (略)
②•③ (略)	②•③ (略)
<ul><li>④ 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受</li></ul>	④ 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受
ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障	ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障
害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であ	害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であ
つて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は	つて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は
随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護	随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護
を受けているときに、当該介護を受けている間(次に掲	を受けているときに、当該介護を受けている間(次に掲
げる間を除く。)、当該労働者に対し、その請求に基づ	げる間を除く。)、当該労働者に対し、その請求に基づ
いて行う。	いて行う。
一 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第	一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三
五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害	号)第三十条に規定する身体障害者療護施設その他こ
者支援施設」という。)に入所している間(同条第六	れに準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入
項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)	所している間
を受けている場合に限る。)	
二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に	

準ずる施設とし て厚生労働 大臣 が 定めるもの

てい る間

病院又は診療所に入院している間

第二十四条 介護給付は、 障害年金又は傷病年金を受ける

金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条 権利を有する労働者が、 その受ける権利を有する障害年

の八第四 項の厚生労働省令で定める程度のものにより、

随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間 常時又は随時介護を要する状態にあり、 かつ、常時又は

(次に掲げる間を除く。)、当該労働者に対し、その請

求に基づいて行う。

障害者支援施設に入所している間 (生活介護を受け

ている場合に限る。)

第十二条の八第四項第一 一号の厚生労働 大臣 が定め る

施設に入所している間

三 病院又は診療所に入院している間

略

2

病院又は診療所に入院している間

第二十四条 介護給付は、 障害年金又は傷病年金を受ける

権利を有する労働者が、 その受ける権利を有する障害年

金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条

常時又は随時介護を要する状態にあり、 の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、 かつ、常時又は

随時介護を受けているときに、 (次に掲げる間を除く。)、当該労働者に対し、その請 当該介護を受けている間

求に基づいて行う。

臣が定める施設に入所している間 護施設その他第十二条の 身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害 八第四項第 一号の厚生労働大 |者療

2

病院又は診療所に入院している間

略

○国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第百九十一号) 新旧対照表 (平成十八年十月一日施行)

(附則第七十四条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(介護補償)	(介護補償)
第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権	第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権
利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を	利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を
支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定め	支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定め
る程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態に	る程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態に
あり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合におい	あり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合におい
ては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支	ては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支
給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又	給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又
は入所している期間については、介護補償の支給は、行	は入所している期間については、介護補償の支給は、行
わない。	わない。
一 病院又は診療所に入院している場合	一 病院又は診療所に入院している場合
二 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第	二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三
五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号におい	号)第三十条に規定する身体障害者療護施設その他こ
て「障害者支援施設」という。)に入所している場合	れに準ずる施設として人事院が定めるものに入所して
(同条第六項に規定する生活介護(次号において「生	いる場合
活介護」という。)を受けている場合に限る。)	

2			_
(略)	場合	準ずる施設として人事院が定めるものに入所している	二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に
2			
(略)			

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

(支給要件) (支給要件) (支給要件) (支給要件) (支給要件) (支給要件)	他) 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	で 規 障 り そ の 所 村 の 件	行行には事務所を管理を表で福祉事務所の所管をし、特別障害者手当がに該当するときはかに該当するときはかに対するのに収容されているのに収容されている。
介護(次号において「生活介護」という。)を       とき。         一       場体障害者を         一       場体障害者の         一       場体障害者の         一       中でない。         一       中では、その管理に属する福祉事務所の所管区       理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区         一       中では、その者のいずれかに該当するときは       ただし、その者のでの者のでない。         本の音において「手当」という。)を支給する。       でだし、その者のでの者のでない。         本の音に表し、その音に表しているときできる       でだし、その者のでは、その音に表しているときできるときない。         本の音に表しているときできるときはできるときないる。       でだし、その者の書との書を表しているときできるときないる。         本の音に表しているときできるときないる。       でだし、その者の書を表しているときできるときないる。         本の音に表しているときできるときないる。       でだし、その者の書を表しているときできるときないる。         本の音に表しているときできるときないる。       でだし、その者の書を表しているときできるときないる。         本の音に表しているときできるときないる。       でだし、その者の書を表しているときできるときないる。         を対しているときできるときない。       でだし、その者の書を表しているときできるときないる。         を対しているときではない。       でだし、その者の書を表しているときできるときないる。         を対しているときではないるときではない。       でだし、その者の書を表しているときではないる。         を対しているときではないるともで	介護(次号において「生活介護」という。」 がです。) に入所しているとき(同法に規めてない。 という。)に入所しているとき(同法に規めでない。 という。)に入所しているとき(同法に規という。)に入所しているとき(同法に規という。)に入所しているとき(同法に規という。)に入所しているとき(同法に規格を対象では、一般のでは、、一般のでは、一般のでは、、一般のでは、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、	で 規 障 り そ の 所 村 の厚 定 害 で 者 に 有 は	及び福祉事務所の所管理法律第二百八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
し、その者が次の各号のいずれかに該当するときは「「ただし、その者下この章において「手当」という。)を支給する。「「(以下この章には住房を有っる特別障害者に対し」特別障害者言言「「境界に住房を有	し、そ下この	し、その者に信息を	かに該当するときう。)を支給する。
りでない。	りでな	りでない	
(平成十七年法律第 号)に 一身体障害者福祉法	(平成十七年法律第 号)	福祉法	年法律第二百八十
(次号において「障害者支援 号)に規定す	(次号において	号)に規定する身体障害者療護施	設その他これに類
る施設で厚生	施設」という。)に入所しているとき(同法に規定す	る施設で厚生労働省令で定めるも	のに収容されてい
介護(次号において「生活介護」という。)を	いて「生活介護」という。	とき。	
	障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)  受けている場合に限る。)。		
障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に受けている場合に限る。)。	ること。 類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所してい		
るとき。 類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所してい 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に 受けている場合に限る。)。	三病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に	二 病院又は診療所(前号に規定する	(前号に規定する施設を除く。)に

〇地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一号) 新旧対照表 (平成十八年十月一日施行)

ている場合れに準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所し	(同条第六項に規定する生活介護 (次号において「生て「障害者支援施設」という。) に入所している場合
号)第三十条に規定する身体障害者療護施設その他こ	五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号におい
二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三	二 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第
一 病院又は診療所に入院している場合	一 病院又は診療所に入院している場合
は、介護補償は、行わない。	は、介護補償は、行わない。
場合には、その入院し、又は入所している期間について	場合には、その入院し、又は入所している期間について
総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる	総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる
又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して	又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して
は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時	は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時
り、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において	り、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において
程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあ	程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあ
支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める	支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める
利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を	利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を
第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権	第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権
(介護補償)	(介護補償)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	(附則第七十六条関係)

1 (略)	2	2 (略)
		る場合
	<u> </u>	準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所してい
	に	三 障害者支援施設 (生活介護を行うものに限る。)
		活介護」という。)を受けている場合に限る。)

○介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

(附則第七十七条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(適用除外に関する経過措置)	(適用除外に関する経過措置)
第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の	第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の
間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定	間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定
する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であって、障	する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であって、身
害者自立支援法(平成十七年法律第号)第十九条	体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第
第一項の規定による支給決定(同法第五条第六項に規定	十七条の十一第二項の規定による支給の決定(同法第五
する生活介護(以下この項において「生活介護」という	条第四項に規定する身体障害者療護施設支援に係るもの
。)及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るも	に限る。)を受けて同法第十七条の二十四第一項の規定
のに限る。)を受けて同法第二十九条第一項に規定する	により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入
指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者	所しているもの若しくは同法第十八条第三項の規定によ
福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第	り身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の
二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規	理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険
定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)	の被保険者としない。
に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものそ	
の他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの	
は、介護保険の被保険者としない。	





○生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)新旧対照表(平成十八年四月一日施行)

第十九条第三頁の規定を適用する。	
項ただし書の規定により入所しているものとみなして、	
入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一	
については、その者がこれらの施設又は住居に引き続き	

○生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

(附則第七十九条関係)	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現
(保護の実施機関についての特例)	(保護の実施機関についての特例)
第八十四条の三 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第	第八十四条の三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第
二百八十三号)第十八条第二項の規定により障害者自立	二百八十三号)第十七条の十第一項の規定により施設訓
支援法(平成十七年法律第号)第五条第十二項に	練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項
規定する障害者支援施設(以下この条において「障害者	の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に
支援施設」という。)に入所している者、知的障害者福	入所している者、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律
祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第	第三十七号)第十五条の三十二第一項の規定により障害
二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人	者自立支援法(平成十七年法律第号)第五条第十
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年	六項に規定する共同生活援助(以下この条において「共
法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行	同生活援助」という。)を行う住居に入居している者、
政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置す	老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人
る施設(以下この条において「のぞみの園」という。)	ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別
に入所している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の	養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法
規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二	第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により
号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又	訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて
は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条	共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護

にて、第十九条第三項の規定を適用する。 して、第十九条第三項の規定を適用する。 入所している者に対する保護については、その者は、第三十らの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項の厚生労働省令で定める施設にして、第十九条第三項の厚生労働省令で定める施設にして、第十九条第三項の規定を適用する。

第一項の規定により同法第十九条第

項に規定する介護

項ただし書の規定により入所しているものとみなして、入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一については、その者がこれらの施設又は住居に引き続き

第十九条第三項の規定を適用する。

○国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)新旧対照表(平成十八年四月一日施行)

(附則第八十二条関係)	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行
(病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)	(病院等に入院又は入所中の被保険者の特例)
第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居 (	第百十六条の二 次の各号に掲げる入院又は入所 (以下こ
以下この条において「入院等」という。)をしたことに	の条において「入院等」という。)をしたことにより、
より、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居	当該各号に規定する病院、診療所又は施設(以下この条)
(以下この条において「病院等」という。)の所在する	において「病院等」という。)の所在する場所に住所を
場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、	変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に
当該病院等に入院等をした際他の市町村(当該病院等が	入院等をした際他の市町村(当該病院等が所在する市町
所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所	村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していた
を有していたと認められるものは、第五条の規定にかか	と認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該
わらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者	他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただ
とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をし	し、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険
ている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等	者であつて、現に入院等をしている病院等(以下この条)
(以下この条において「現入院病院等」という。)に入	において「現入院病院等」という。)に入院等をする直
院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項	前に入院等をしていた病院等(以下この項において「直
において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院	前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれ
等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等	に入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病

及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所	院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと
を変更したと認められるもの(次項において「特定継続	認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険
入院等被保険者」という。)については、この限りでな	者」という。)については、この限りでない。
V o	
一・二(略)	一・二(略)
二の二 障害者自立支援法 (平成十七年法律第 号	
)第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居	
への入居	
三~六(略)	三~六 (略)
2 • 3 (略)	2•3 (略)

○国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

(附則第八十三条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(寿記等こし記、し斤乙よし号中)支R食肴)寺列)	(寿完等こした、し斤くよし号中)支承食肴)寺刊)
第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居 (	第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居 (
以下この条において「入院等」という。)をしたことに	以下この条において「入院等」という。)をしたことに
より、当該各号に規定する病院、診療所又は施設(以下	より、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居
この条において「病院等」という。)の所在する場所に	(以下この条において「病院等」という。)の所在する
住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病	場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、
院等に入院等をした際他の市町村(当該病院等が所在す	当該病院等に入院等をした際他の市町村(当該病院等が
る市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有し	所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所
ていたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず	を有していたと認められるものは、第五条の規定にかか
、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とす	わらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者
る。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしてい	とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をし
る被保険者であつて、現に入院等をしている病院等(以	ている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等
下この条において「現入院病院等」という。)に入院等	(以下この条において「現入院病院等」という。) に入
をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項にお	院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項
いて「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等の	において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院
それぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び	等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等

等被保険者」という。)については、 更したと認められるもの 現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変 (次項において この 「特定継続入院 限りでない。

## 略

よる入所措置がとられた場合に限る。 十七条第一 条第一項に規定する児童福 児童福祉 項第三号又は同法第二十七条の二 法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 祉施設への入所 (同法第二 0) が規定に 第七

三 項 五条第十二項に規定する障害者支援施設又は Ó 障害者自立支援法 厚生労働省令で定める施設 (平成十七年法律第 0) 入所 同 条第 第

兀  $\mathcal{O}$ 袁 規定により 法 独立行政法 ぞみ 伞 -成十四. Ó 袁 独立  $\mathcal{O}$ 人国立重度知的障害者総合施設 設置 年法律第百六十七号) 一行 政法 する施設 人国立重度知的障害者総合施 0 第十一条第一号 のぞみの

> 及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順 入院等被保険者」という。)については、 を変更したと認められるもの (次項において この限りで 「特」 定 次 住 継 な 続 所

## 略

第一 条に規定する児童福祉施設 所措置がとられた場合に限る。 児童福祉法 項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入 (昭和二十二年法律第百六十四号) への入所 (同法第二十七条 第七

<u>ニ</u>の 第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居 障害者自立支援法 (平成十七 年法律第 뭉

の入居

三 号) 身体障害者福 第十七条の二十四 祉 法 (昭 第 和 項に規定する身体障害 二 十 应 年 法律第 百 八 者更 +

匹 合施設のぞみの園法 寮を除く。 第十五条の二十四 生施設等 知 的障害者福 (同法第二十 0 又は独立行政法 入所 祉 第 法 条 (平成十四年法律第百六十七号) 昭昭 項に規定する知的障  $\mathcal{O}$ 八 和三十五年法律第三十 に規定する知的 人国立 重度知 ?障害者 的 害者更 障害 七 者総 号) 生 通 勤 施

2	
•	五.
3	•
	六
<u></u>	

略 (略)

2 • 3 (略)

五・六 (略)

的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)新旧対照表

(平成十八年十月一日施行)

(附則第八十六条関係)		(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現	行
(特別の財政援助及びその対象となる事業)	(特別の財政援助及びその対	)助及びその対象となる事業)
第三条 (略)	第三条 (略)	
一一〜六の二(略)	一〜六の二 (略)	
七 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三	七 身体障害者福祉法(昭和	(昭和二十四年法律第二百八十三
号)第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府	号)第二十七条第二項又は	号)第二十七条第二項又は第三項の規定により都道府
県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設	県又は市町村が設置した自	県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災
の災害復旧事業	害復旧事業	
八 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第	八知的障害者福祉法(昭和	(昭和三十五年法律第三十七号)
七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項	第十九条の規定により都道	り都道府県又は市町村が設置した
若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設	知的障害者更生施設又は知	知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復
置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉	旧事業	
ホーム又は障害福祉サービス(同法第五条第六項に規		
定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、		
同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五		
項に規定する就労継続支援に限る。)の事業の用に供		

2 (略) 九〜十四 (略) する施設の災害復旧事業

2 九~十四 (略)

○地震防災対策特別措置法 (平成七年法律第百十一号) 新旧対照表 (平成十八年十月一日施行)

(旅)		( <b>汝</b>	改正部公
引表第一(第四条関系)		別表第一(第四条関系)	
事業の区分	国	事業の区分	国
	の		の
	負		
	担		担
	割		割
	合		
(略)	略	(略)	略
(略)	略	(略)	略
うあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろ児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七	の分三	施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通条に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七	第第の分

(略) 重点心真障害児童部として、		1		1	
(略) (略) (事が高を係く) 重点心臭障害児短期治療施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入病と、(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)又は老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条に規定する知的障害者有種社法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(所施設を除く。)、重症心身障害児施 活障害児短期治療施設、生活保護法 法律第百四十四号)第三十八条第一項 特別養護老人ホーム又は障害者自立支 特別養護老人ホーム又は障害者自立支 一年法律第
書児短期治療施設、身体障害者福祉法(昭和二年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定す年法律第二百八十三号)第五条に規定する知的で、重度の肢体不自由者を入付。 (昭和二十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的十五年法律第三十七号)第五条の三におる養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーうち、木造の施設の改築 うち、木造の施設の改築	略	略	略	略	<u> </u>
書児短期治療施設、身体障害者福祉法(昭和二年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定す年法律第二百八十三号)第五条に規定する知的で、重度の肢体不自由者を入付。 (昭和二十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的十五年法律第三十七号)第五条の三におる養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーうち、木造の施設の改築 うち、木造の施設の改築				1	
略 略 略	(略)	(略)	(略)	(略)	する養護 半 当 会 「昭和三十五年」 「昭和三十五年」 「昭和三十五年」 「昭和三十五年」 「田和三十五年」 「田和三十五年」 「田和三十五年」 「日本の若し」 「日本の子」 「日本の若し」 「日本の子 「日本の子」 「日本の子 「日本の子」 「日本の子 「日本の子」 「日本の子 「日本の 「日本の子 「日本の子 「日本の子 「日本の
					議議者しくは   一項に規定する   一項に   一面に   一面に 

障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障			事業の区分	別表第二(第四条関係)	(略)
一の分六	合 割 i	担負の県	府 道 都		略
施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児の設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不足と重福祉法第七条に規定する乳児院、知的障害児施士	A day.		事業の区分	別表第二(第四条関係)	(略)
一の分六	合 割 i	担負の県	上 府 道 都		略

築 に は特別養護老人ホーム 文は同条第十三項に規定する自立 規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立 規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立 規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立 規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立 規定する生活介護又は同条第十三項に規定する救護施設、老人

で、 若しくは特別養護老人ホー 身体障害者療護施設、 は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホ 定する知的障害者更生施設 に規定する救護施設、 福 祉 重 法 度の 第五 肢 条第 体不自由者を入所させるもの 項に規定する身体障害者更生 生活保護法第三十八条第 知的障害者福祉法第五条に規 ムのうち、 (通所施設を除く。 木造の施 お若しくは 施設 設 Ì 項 又  $\mathcal{O}$ A

改築

○沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) 新旧対照表 (平成十八年十月一日施行)

(所具第十十多][6]	女	E	矣			見	行 (俘殺音夕に改回音夕)
別表(第五	(第百五条関係)	I	案		別表	第百五条関係)	(後)
項	事 業 の 区 分	分		の 助 担 国 範 別 国 前 日 首 日 首 日 首 日 首 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	項	事 業 の 区	分
十八	施 設 童 福 祉	童福祉施設の整備七条第一項に規定する児年法律第百六十四号)第四年の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	の整備 (昭和二十二) 第	以 内 分 の 八	十八	施 児 設 童 福 祉	施設の整備七条に規定する児童福祉日業福祉法(昭和二十二年)第
十九九	設 加 支援施 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	定する身体障害者社会参三号)第五条第一項に規二十四年法律第二百八十二十四年法律第二百八十二十四年法律第二百八十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	害者社会参	以 内 分 の 二	十 九	護 者 更生	定する身体障害者更生援三号)第五条第一項に規三十四年法律第二百八十

二十七	二十六	二十五	一十四	一十二二	<u>- </u> +  -	<u>- </u> +		<u>-</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	加支援施設の設置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十二二十二二十二二十二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	<u>- </u> +  -	<u>- </u> +	二十	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	設  者  知 援  的 護  障 施  害	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	障害者援護施設の整備の第五条に規定する知的に出ているができるができまれば、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	(略)	護施設の設置
							整 知 的 一十七 号 和 的		

○地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 新旧対照表 (平成十八年四月一日施行)

(	(傍絲部分は改正部分)
改正案	現
(指定都市の権能)	(指定都市の権能)
第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の	第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の
市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務の	市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務の
うち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるとこ	うち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるとこ
ろにより処理することとされているものの全部又は一部	ろにより処理することとされているものの全部又は一部
で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処	で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処
理することができる。	理することができる。
一 児童福祉に関する事務	一 児童福祉に関する事務
二 民生委員に関する事務	二 民生委員に関する事務
三 身体障害者の福祉に関する事務	三 身体障害者の福祉に関する事務
四 生活保護に関する事務	四 生活保護に関する事務
五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務	五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
五の二 社会福祉事業に関する事務	五の二 社会福祉事業に関する事務
五の三 知的障害者の福祉に関する事務	五の三 知的障害者の福祉に関する事務
六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
六の二 老人福祉に関する事務	六の二 老人福祉に関する事務

注律	ものとする。	- 1 号げる長津における月昏の意義をがそりの意味による備考 - この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄	別表第一(第一号法定受託事務(第二条関係)	2 (略)	十五 屋外広告物の規制に関する事務	十四 土地区画整理事業に関する事務	十三 都市計画に関する事務	十二 結核の予防に関する事務	十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	事務	十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する	十 墓地、埋葬等の規制に関する事務	九の食品衛生に関する事務	八 障害者の自立支援に関する事務	七 母子保健に関する事務
法律	ものとする。	信考 この表	別表第一	2 (略)	十五 屋:	十四土	十三 都·	十二 結核	+ - の ニ	事務	十一興	十墓地、	九 食品衛生に	八削除	七 母子保健
	る。行	表の下	第一号;		屋外広告	土地区画	都市計	核の	精		興行場、	埋葬	衛生		保健
 事 務	*** にそ月言の意象及で学者の意味にしる		5法定受託事務(第二条関係)		4年物の規制に関する事務	『画整理事業に関する事務	:画に関する事務	の予防に関する事	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務		、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する	葬等の規制に関する事務	に関する事務		に関する事務

(略)	(略)	(略)	(略)
二・三(略)		二•三 (略)	
務			
府県が処理することとされている事		こととされている事務	
第六章を除く。)の規定により都道		)の規定により都道府県が処理する	
十三条の四第一項及び第三項並びに		項及び第三項並びに第六章を除く。	
び第三十一条、第五章第四節、第三		び第三十一条、第三十三条の四第一	
第二十九条の七、第三十条第一項及		第二十九条の七、第三十条第一項及	
において準用する場合を含む。)、	第百二十三号)	において準用する場合を含む。)、	第百二十三号)
一項、同条第二項(第三十三条の五	和二十五年法律	一項、同条第二項(第三十三条の五	和二十五年法律
七、第十九条の八、第十九条の九第	関する法律(昭	七、第十九条の八、第十九条の九第	関する法律(昭
、第十九条の二第四項、第十九条の	神障害者福祉に	、第十九条の二第四項、第十九条の	神障害者福祉に
一 この法律(第一章から第三章まで	精神保健及び精	一 この法律(第一章から第三章まで	精神保健及び精
(略)	(略)	(略)	(略)

○地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 新旧対照表 (平成十八年十月一日施行)

現 (傍線部分は改正部分) 現 ( ( ( ( ) ) ) ( ( ) ) ( ) ( ) ( ) (

二・三 (略) こととされている事務 こととされている事務 可及び第六項並びに第六章を除く。
<ul><li>「・三(略)</li><li>こととされている事務</li><li>「の規定により都道府県が処理する」</li><li>「の規定により都道府県が処理する」</li></ul>